

2019年2月8日 TKP 東京駅日本橋カンファレンスセンターにて開催

JR 東労組第 45 回定期中央委員会報告

その2-A

□ 運動方針(案)

不当労働行為に関する修正動議

《修正内容》方針書に以下の文章を追加する。

JR東日本会社やグループ会社が行っている脱退強要や、試験・昇進・異動等に関する差別、不利益扱いは、多くの証拠（音声データ含む）・証人を確保しており、すべての組合員・家族を守る観点から、労働委員会の活用等、あらゆる手を尽くしてたたかう。

《理由》

- ① 第35回臨時大会で「救済申し立ての取り下げ決定」や、第37回臨時大会「あらゆる手を尽くしてたたかう修正動議の否決」は、組織内の手続き上の問題として議論され、労働委員会には持ち込まないことを目的化しており、止まらない不当労働行為に対して、いかにたたかうのか！議論が深まっていない。
- ② 労働委員会は労働者救済の行政機関であり、悪辣な不当労働行為に関しては労働委員会を活用することは当然である。また、分会役員が職場で発生した脱退強要の事象を労働相談所に相談すると「労働委員会に相談したほうがいい」と複数の労働相談所からのアドバイスを受けている。
- ③ 団体交渉を進めてきたが、会社は不当労働行為を行った事実を一切認めず、労使の議論では一切の前進はない。JR東労組に対する不当労働行為は1年間にわたり継続的に行われている。また東京地本は東京都労働委員会にあっせん申請したが、会社は拒否した。
- ④ 管理者向けに文書が出されたが（10/19）以降も、悪辣な脱退強要が行われていること。（大崎運輸区分会では、指定職が「抜けないと村八分」「今のうちに抜ければ要望に沿えるように話を通す」や、現場長・地区指導センター所長によって、居酒屋で数時間にわたって脱退強要が行われた。）
- ⑤ エルダ一雇用の本体勤務枠拡大に関しても、国鉄改革を担った功労者に対しても、東労組組合員であることを理由に、本体勤務に就かせない差別が行われている。
- ⑥ 18春闘でスト権すら確立させていないJRバスに対しても、経営幹部や部長による不当労働行為が公然と行われている。

FAX ニュース No. 233 へ続く